

写

19川人委調第230号

平成19年9月3日

川崎市議会

議長 鎌木茂哉様

川崎市人事委員会

委員長 日野原 守

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成19年8月27日付け19川議議第307号により依頼のありましたこと
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第87号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制
定について

この条例案は、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る受給
資格要件を改めようとするものであり、異議はありません。